

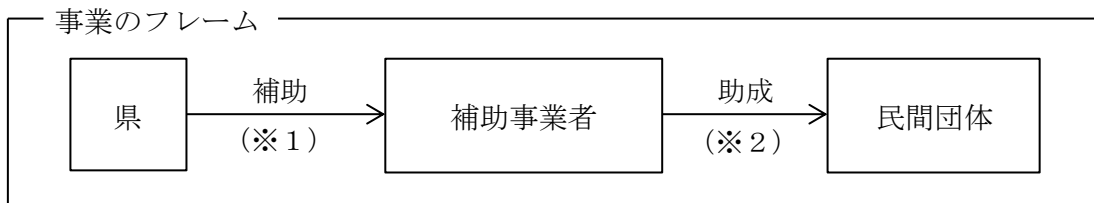
令和8年度環境あきたエコ活動促進事業費補助金の補助事業者の
候補者選定に係る企画提案競技実施要領

1 趣旨

本実施要領は、令和8年度環境あきたエコ活動促進事業費補助金の補助事業者の候補者を選定するため、企画提案を公募し、総合的な審査により、補助事業者の候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業の概要

「環境あきたエコ活動促進事業」は、民間団体が行う自主的な環境保全活動に要する経費に対し、補助事業者を通じて助成する事業である。



※1 別添「環境あきたエコ活動促進事業費補助金交付要領」参照

※2 別添「環境あきたエコ活動支援助成金交付要綱」参照

3 参加資格要件

環境保全を活動分野とする県内の一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人若しくは認定特定非営利活動法人又はこれらを構成員とする団体とする。

4 本実施要領、秋田県生活環境部環境保全課補助金交付要綱及び環境あきたエコ活動促進事業費補助金交付要領の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

公示日 ～ 令和8年4月16日（木）

(2) 交付場所

事務局において交付するほか、県のウェブサイト（美の国あきたネット）からダウンロードすることができる。

5 質疑照会

(1) 提出方法

秋田県生活環境部環境保全課補助金交付要綱等に対し質問がある場合には、質問票（別紙様式第4号）に記載の上、電子メールにて、事務局まで送付すること。

(2) 受付期間

令和8年4月15日（水）正午まで

(3) 質疑の共有

提出された質問については、速やかに回答を整理して、県のウェブサイトに掲載する。

6 提案書等の提出手続

(1) 提案件数は1者1提案のみとし、次の書類等を提出することとする。

① 提案書（別紙様式第1号～2号）

提案書は、A4版縦書き又は横書き、合計10頁以内とする。

企画提案書（様式第1号）への代表者印の押印は不要。

② 収支予算書（別紙様式第3号）

③ 定款

(2) 提案書等の提出期限は次のとおり。なお、提出期限後における提案書の追加及び変更は認めない。

① 期 限 令和8年4月16日（木）午後5時 必着

② 提出方法 電子メールによる提案書等データ一式の提出（提出後、事務局へメールの到達を確認すること。）

③ 提出先 事務局（秋田県生活環境部環境保全課内）

kankan@pref.akita.lg.jp

7 企画提案対象事業の予算上限額

(1) 補助金交付申請額限度額

250万円（うち、事務費上限75万円）

(2) 経費積算について

環境あきたエコ活動促進事業費補助金交付要領により積算すること。

8 候補者の選定

(1) 選定会

企画提案競技の実施に当たっては、秋田県生活環境部環境保全課内に設置する令和8年度環境あきたエコ活動促進事業費補助金の補助事業者の候補者選定会（以下「選定会」という。）において、最優秀提案者1者を選定する。

(2) 選定方法

選定会において、提案書の内容を審査し、最も優れていると認められた者を補助事業者の候補者として選定する。また、必要と認められる場合は選定会において、提案者からヒアリングを行う場合がある。なお、選定された者が辞退するか、3の要件を満たさなくなった場合は次点の者としてすることができる。

(3) 審査事項

最優秀者を選定する際に審査する事項及び配点は、次のとおりとする。

① 事業を履行する能力・体制 40点

② 事業の理解度及び事業計画書の内容の的確性 50点

③ 事業の履行に係る経費の額 10点

(4) 選定の時期

補助事業候補者の選定は、令和8年4月下旬を目途に行う。

(5) 選定の結果の通知

選定の結果については、書面により速やかに通知する。

9 補助金交付申請の提出

採択された提案を提出した者は、選定通知を受理した後に補助金交付申請書を提出することができる。

10 事務局

本提案競技に関する事務局は、以下に置く。

秋田県生活環境部 環境保全課 調整・環境企画チーム

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1571

FAX 018-860-3881

電子メール kankan@pref.akita.lg.jp

11 その他

(1) 提出された提案書等は、返却しない。

(2) 提案書等の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。

(3) 提出された書類は、選考を行うため必要な範囲内において複製する場合がある。

(4) 提出された書類は、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）に基づく情報公開の対象となるが、同条例第6条第1項各号に掲げる情報については非公開となる。

(5) この要領に定めのない事項については、選定会が決定する。